

厚生発 0326 第 4 号
令和 6 年 3 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記について、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「ガイドライン」という。）の「Ⅱ 地方自治体の検査計画」及び「Ⅴ その他」に基づき、食品中の放射性物質の検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところですが、本日、令和 5 年 4 月以降の検査結果等を踏まえ、ガイドラインが改正され、地方自治体の検査計画に関する考え方について見直しが行われました。

検査対象自治体におかれては、引き続き、本ガイドラインの「Ⅱ 地方自治体の検査計画」及び「Ⅴ その他」に基づき適切に検査計画を策定し、検査を実施するとともに、策定した検査計画について四半期ごとに健康・生活衛生局食品監視安全課まで御報告をお願いします。

特に、令和 5 年度、基準値を超過する野生のコシアブラ、タケノコ、ウワバミソウ又はきのこの流通品が認められた市町村で、シーズンオフにより別検体の採取及び検査ができなかった自治体におかれては、令和 6 年度の各シーズン中に、関係部局と連携して検体の採取及び検査を実施いただけるようお願いします。

なお、検査対象自治体以外の地方自治体におかれても、農畜水産物等の放射性物質検査を実施する場合は、本ガイドラインを参考にするようお願いします。

令和6年3月26日

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対応して、同年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けで「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめた。

その後、検査結果、低減対策等の知見の集積、対策の重点となる核種の放射性ヨウ素から放射性セシウムへの移行、国民の食品摂取の実態等を踏まえた対象食品の充実、平成24年4月1日の基準値の施行等を踏まえて、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方について必要な見直しを行ってきた。

今般、令和5年4月以降の約1年間の検査結果が集積されたこと等を踏まえ、検査対象自治体、検査対象品目等について必要な見直しを行った。

運用に当たっては、これまでに得られている知見(これまでの検査結果に加え、放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、栽培/飼養管理による影響等)を踏まえて対応する。また、国内外の消費者を含む関係者への検査結果の情報提供等も重要となる。

今後、モニタリングデータの濃度の推移、新たな科学的知見の集積、出荷制限等の解除事例の状況等を見極めつつ、検査等の合理的かつ効率的な実施のため、引き続き関係省庁において検討することとする。

(参考) 改正の経緯

平成23年3月17日

食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値を設定。

平成23年4月4日

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(初版)

を取りまとめ。

平成23年6月27日一部改正

事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実。個別品目に茶、水産物、麦類を追加。

平成23年8月4日一部改正

個別品目に牛肉及び米を追加。

平成24年3月12日一部改正

平成23年産農畜産物の検査結果が集積され、平成24年4月1日から基準値が施行されることを踏まえた改正。

平成24年4月1日

食品衛生法に基づく放射性物質の基準値の施行。

平成24年7月12日一部改正

平成24年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象の追加。出荷制限の対象となる食品の多様化を踏まえ、検査対象品目、出荷制限等の解除要件等について改正。個別品目に大豆及びそばを追加。

平成25年3月19日一部改正

平成24年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。水産物や野生鳥獣の移動性及びきのこの等の管理の重要性等を考慮した出荷制限等の解除要件等について改正。個別品目に原木きのこ類を追加。

平成26年3月20日一部改正

平成25年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。検査対象品目に事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目を追加。

平成27年3月20日一部改正

平成26年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。

平成28年3月25日一部改正

平成27年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。関係者の意向を十分に踏まえて、新たな検査体制とその導入時期の検討等を追記。

平成29年3月24日一部改正

原発事故から5年以上が経過し、放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も限定的となっていること等を踏まえ、栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化。これまでの検査結果の集積を踏まえた検査対象自治体、検査対象品目、出荷制限等の解除の考え方等の見直し。

平成30年3月23日一部改正

平成29年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。

平成31年3月22日一部改正

平成30年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。個別品目に野生鳥獣の肉類を追加、大豆を削除。

令和2年3月23日一部改正

平成31年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。個別品目の牛肉の取扱いの見直し。

令和3年3月26日一部改正

令和2年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。個別品目のきのこ・山菜類等の取扱いの見直し。

令和4年3月30日一部改正

令和3年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。

令和5年3月30日一部改正

令和4年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。

Ⅱ 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を定める。

2 検査対象自治体

これまでの検査結果を踏まえ、栽培／飼養管理が困難な品目群と可能な品目群では、放射性物質の検出状況等が大きく異なることに鑑み、検査対象自治体をそれぞれ分けた上で、検査対象品目毎に定める。

栽培／飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目毎に別表(1)のとおり定める。

原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、別表(1)のとおり定める。

栽培／飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類を除く。)は、直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目毎に別表(2)のとおり定める。

そのほか、放射性物質の検出状況等を踏まえ、検査対象自治体を別途指示する。

また、いずれかの別表に掲げる自治体においては、別表(1)又は(2)において検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施する。

3 検査対象品目

下記の品目とし、過去の検出値(Ge検出器による精密検査によるもの)等に基づき、生産者、製造・加工者の情報が明らかなものを対象として選択する。なお、以下(1)、(2)及び(5)に掲げる品目は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までの検査結果に基づくものであり、令和6年3月1日以降該当する品目についても対象とする。

(1) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

① 栽培／飼養管理が困難な品目群

ア 野生のきのこ類・山菜類等(野生の野菜類を含む。)

野生きのこ類、ウワバミソウ、コシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、ワラビ

イ 野生鳥獣の肉類

イノシシ、クマ、シカ

(2) 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目((1)に掲げる品目を除く。)

① 栽培/飼養管理が困難な品目群

ア 野生のきのこ類・山菜類等(野生の野菜類を含む。)
タラノメ、フキ

② 栽培/飼養管理が可能な品目群

ア 果実類

カキ

イ 原木きのこ類

原木シイタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)

(3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

乳、牛肉

(4) 生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及び継続的なモニタリング検査が必要な品目

原木きのこ類

(5) 水産物

①基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

ア 海産魚種

該当なし

イ 内水面魚種

イワナ、ヤマメ

②基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目(①に掲げる品目を除く。)

ア 海産魚種

該当なし

イ 内水面魚種

アユ

(6) 当該自治体において、令和5年4月1日以降に出荷制限を解除された品目

(7) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの(水戻しして基準値(100 Bq/kg)が適用される食品を除く。)等の加工品

(8) 当該自治体内の市町村等ごとに、事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目(ただし、非結球性葉菜類のように品目群単位で、代表的な指標作物を設定して検査をすることもできる。また、福島復興再生特別措置法に基づき指定される区域で出荷される品目については、交差汚染の可能性も踏まえて品目を検討し、市町村単位よりも狭い範囲ごとに検査をすることもできる。)

(9) 検出状況等に応じて国が別途指示する品目

(参考) (7)の加工品は必要に応じて原料又は製品で検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

地域的な広がりを把握するため、生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて少なくとも下記の検査を実施する。

(1) II 3の(1)及び(2)の検査(別に定める場合を除く。)は、令和5年4月以降、当該食品分類で基準値の1/2を超える品目が確認された自治体で、当該品目から基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上(生息等の実態を踏まえ、県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。)、それぞれ実施する。(別表中◎及び○)

- (2) 検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的を実施する。野生のきのこ・山菜のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階で検査を実施する。Ⅱ 3の(3)の検査は、別添に定める。

水産物の検査は、定期的を実施するものとし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は定期的に検査を実施する。また、Ⅱ 3の(7)に該当する水産物の各自治体における検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 検査計画の策定、公表及び報告

検査計画は、四半期ごとに策定し、ホームページなどで公表するとともに、国に報告する。

7 検査結果に基づく措置

基準値を超えた食品については、地方自治体においては食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、地方自治体は食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

Ⅲ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1 品目

基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。

2 区域

食品表示法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村等による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。

3 制限設定の検討

- (1) 検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。
- (2) 制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、設定要件への該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
- (3) 基準値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。
- (4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数等も勘案し、摂取制限を設定する。

IV 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

1 解除の申請

当該都道府県からの申請による。

2 解除対象の区域

集荷実態等を踏まえ、県、市町村等による管理が可能であれば県内を複数の区域に分割することができる。

なお、野生鳥獣、海産魚類等移動性が高い品目については、県域を原則とする。

3 解除の条件

(1) 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること(水産物及び野生鳥獣については移動性、きのこ・山菜類等については、露地栽培のものは管理の重要性、野生のものは管理の困難性等を考慮して検体数を増加する。また、これらの品目については、検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できるよう検査すること。)。なお、検査に当たっては、下記に掲げる地点等解除申請に係る区域内で他の地点より高い放射性セシウム濃度の検出が見込まれる地点で検体を採取することとし、測定値の不確かさについても考慮すること(繰り返し分析を行っても基準値を超える分析値が出ないことが統計的に見て推定できること。)

ア 過去に当該食品から基準値を超える放射性セシウムが検出された地点

イ 環境モニタリングでより高い空間線量率が観測された地点

ウ 土壌中でより高い放射性セシウム濃度が検出された地点

エ 栽培管理等の濃度低減対策の必要性が高い区域における、対策の実施が不十分な地点

オ その他、山林等の地形の影響等、品目によって高い放射性セシウム濃度が検出される要因が判明している場合は、当該要因が当てはまる地点

(2) 原木しいたけ等基準値以下にするために栽培管理等が特に必要な作物については、(1)に加え、基準値を超える汚染の原因となる要因が、管理等により取り除かれていること。

(3) 畜産物については、(1)に加え、暫定許容値を超える飼料が給与されないようにする等、基準値を超える汚染の原因となる要因が、管理等により取り除かれていること。

(4) 上記のほか、基準値を超える食品が出荷されないことが確保されている場合にあっては解除できることとする。

(5) 解除申請時には、上記と同様の検査を行うための検査計画を提出

すること。また、解除後の検査計画については、当該自治体における解除後の検査結果等を踏まえて、Ⅱの検査計画に移行することができる。

V その他

I からⅣの内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。また、個別品目の取扱いについては、別添に定める。

別表 検査対象自治体及び検査対象品目

別添 個別品目の取扱い

ア 野菜類・果実類等

別添1

イ 乳

別添2

ウ 水産物

別添3

エ 牛肉

別添4

オ 米

別添5

カ きのこと・山菜類等

別添6

キ 野生鳥獣の肉類

別添7

【検査対象自治体及び検査対象品目】

別表(1) 栽培/飼養管理が困難な品目群及び栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】
栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。
栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目】
直近1年間(令和5年4月1日から令和6年2月29日まで。以下同じ。)の検査結果等に基づき、各自治体における検査対象として指定されている品目。凡例は以下のとおり。
：基準値超過が検出されたもの。
○：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
□：対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況等(水産物)を考慮し検査が必要なもの。
：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。
(-：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。)

検査対象自治体	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
栽培/飼養管理が困難な品目群																	
【検査対象品目及びその対象自治体】																	
本文 3(1) アの野生のきのこ類・山菜類等			○				○	○		□	□	□	□				
本文 3(2) アの野生のきのこ類・山菜類等	□	□	□	○	□	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
本文 3(1) イの野生鳥獣の肉類	□		□		○		○	□		□	□	□	□	□	□	□	□
本文 3(5) ア及び アの海産魚種	-	-	-	-	-	□	-	×	×	-	×	-	-	-	×	×	-
本文 3(5) イの内水面魚種	-	-	-	□	-		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
本文 3(5) イの内水面魚種	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類																	
【検査対象品目及びその対象自治体】																	
本文 3(2) イ及び 3(4)の原木きのこ類							○	○	○								

(図:該当なし)

別表(2) 栽培/飼養管理が可能な品目群 (原木きのこ類は除く。)

【検査対象自治体】
直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目】
直近1年間の検査結果等に基づき、各自治体における検査対象として指定されている品目。凡例は以下のとおり。
：基準値超過が検出されたもの。
○：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
■：別添において検査対象となっているもの。
(-：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。)

検査対象自治体	福島県
【検査対象品目及びその対象自治体】	
本文 3(2) アの果実類	○
別添5の米	■

本文 3(3)の乳の検査は、福島県において実施する。
本文 3(3)の牛肉の検査は、岩手県、宮城県、福島県及び栃木県(別添4の1の(2)を満たす場合を除く。)において実施する。

(注1)表中 又は○の自治体であっても、別添で検査点数を定めている場合は、別添の検査点数を優先する。
(注2)表中□及び の自治体は、 又は○の自治体の検査点数に準じて検査を実施する。
(注3)本文 3(6)から(8)までの品目の検査は、別表(1)又は(2)に掲げる自治体において必要に応じて実施する。
なお、本文 3(7)に該当する水産物の各自治体における検査は、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

野菜類・果実類等

1 検査対象自治体の検査計画

原則として出荷開始前から出荷初期段階で検査を行い、その後必要に応じて定期的に検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定・解除

(1) 区域

県、市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とする。ただし、指標作物を設定し、品目群として設定・解除することができる。また、県、市町村等によるハウスものと露地もの等の分別管理が可能であれば、栽培方法別に設定・解除することができる。

(3) 解除の条件

本文の 3による。

乳

1 検査対象自治体の検査計画

(1) 検体採取

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)(以下「クーラーステーション等」という。)単位で検体採取を行う。

(2) 検査の頻度

本文 3の(3)の検査対象自治体は、別表(2)のとおりとし、定期的に検体を採取し検査する。ただし、検査対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認し、下記を満たすクーラーステーション等については、この限りではない。

- ・ 出荷制限が解除されてから3年を経過した区域で生産された原乳のみを取り扱っていること
- ・ 直近3年間の検査が全て基準値の1 / 2以下であること

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県内を複数の区域に分割する場合は、クーラーステーション等単位に属する市町村単位で設定する。

(2) 制限設定の検討

上記1の検査の結果、基準値を超える放射性物質が検出された場合には、他の区域の検査結果を考慮の上、追加検査の必要性、出荷制限の要否及びその区域を判断する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

クーラーステーション等単位で検体を採取し分析を行い、解除要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除することができる。

水産物

1 検査計画の策定及び検査の実施

検査は、主要品目・主要漁場において、以下により計画的に実施する。
なお、同一品目であっても、養殖ものと天然ものは区分して検査を実施する。

(1) 検査対象区域等の設定

検査対象区域等については、環境モニタリングの状況も考慮しつつ、以下により設定する。

内水面魚種

河川、湖沼等の漁業権の範囲等を考慮して、県域を適切な区域に分け、区域毎の主要地域において検体を採取する。

沿岸性魚種等

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を踏まえ、対象魚種等の漁場・漁期を考慮して、県沖を適切な区域に分け、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

表層、中層、底層、海藻等の生息域を考慮して、漁期ごとの主要な品目を選定する。

回遊性魚種

回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖(県境の正東線で区分)に区分して、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

(2) 検査の頻度

本文の 5 による。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 品目・区域

海産魚類については、個別品目ごとに県域を基本としつつ、生態、海洋環境等を考慮した区域での設定も可能とする。内水面魚種等については、個別品目毎に生態、ダムの有無等の状況を考慮した区域に分割することができる。また、天然ものと養殖ものを区分することができる。

(2) 制限設定の検討

基準値を超える放射性セシウムが検出された品目について、以下の検査結果を踏まえ、品目別に出荷制限の要否及び制限すべき漁場の区域を判断する。さらに必要に応じ広がり进行调查する。

内水面魚種

基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場の漁業権の範囲も考慮し、周辺の漁場(河川の上流・下流又は本・支流等)を検査する。

沿岸性魚種等

基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場の水揚げ実態、漁業の許可、漁業権の範囲等も考慮し、周辺の漁場を検査する。

回遊性魚種

原発事故の影響や、回遊に伴い漁場が移動することも考慮し、基準値を超える放射性セシウムが検出された漁場(各県沖)又はその周辺の漁場を検査する。

注 出荷制限を設定する場合には、対象品目の産地表示に漁場を適切に記載するよう指導する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の条件

(1) 解除対象の区域

海産魚類については、県域を基本としつつ、県による管理が可能であれば複数の区域に分割することができる。内水面魚種等については、生態、ダムの有無等の状況を基本としつつ、漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を考慮して、県による管理が可能であれば複数の区域に分割することができる。

(2) 解除の要件

内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が採捕された場所では必ず検査する。

沿岸性魚種等

解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。過去に基準値を超過した当該魚種の検体が漁獲された場所では必ず検査する。

回遊性魚種

解除しようとする区域から、原則として概ね1週間に1回(ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない)、複数の場所で、すくなくとも1ヶ月以上検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

なお、出荷制限等の対象区域から区域外への回遊による魚群の移動や操業時期の終了などにより、制限区域における当該品目の漁獲等ができなくなった場合には、当該品目の次の漁獲等の開始前の段階での検査結果により出荷制限を解除することができる。出荷制限が再度設定された品目を解除する場合には、基準値を超える放射性セシウムが検出されたと考えられる要因を踏まえた対応がとられていること。

牛肉

1 検査対象自治体の検査計画

(1) 本文 3の(3)の検査対象自治体は、別表(2)のとおりとし、農家ごとに3か月に1回程度検査を行うものとする。ただし、検査対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1回程度とすることができる。

(2) 検査対象自治体は、次の各号の全てを満たす牛については、(1)にかかわらず、検査を要しないこととすることができる。

過去3年間に於いて基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたことがない農家が飼養する牛。

飼料の流通・利用の自粛対象外であるほ場で生産された飼料又は輸入飼料のみが給与され、かつ、自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置が取られていることを都道府県が確認し、検査の必要がないと認める牛。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

農家ごとに行われる検査の結果等に基づき、基準値を超えることがないと認められる牛の種類、飼養地域又は飼養農家等が判明している場合において、県、市町村等による管理が可能であるときは、出荷制限の範囲が明確になる適切な単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

(1) 高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラ又は牧草を原因とした、牛肉の基準値超過に係る出荷制限は、出荷制限指示後、適切な飼養管理の徹底や、以下による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、解除することができる。

特に指示する区域等については、全頭検査し、基準値を下回った牛肉については、販売を認める。

以外の区域においては、全戸検査(農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査)し、基準値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

- (2) 出荷制限が一部解除されている区域において、当該自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認し、かつ、本文 3の解除要件を満たし、(1) 又は による直近1年間の牛肉の検査結果が基準値を十分に下回ったときは、出荷制限を解除することができる。

米

1 検査対象自治体の検査計画

米の検査については、市町村ごと又は旧市町村ごとに行うことを基本として、出荷開始前に実施する。

この場合、検査対象自治体は、過去の放射性セシウム調査の結果等を勘案し、検査対象区域となる市町村又は旧市町村、検査点数等の決定を行い、以下のいずれかの検査を行う。

(1) 一般検査

検査対象自治体のうち(2)の検査対象区域を除く区域を対象に行う以下の検査。

ただし、県の管理の下、農家ごとに検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行う場合は、基準値を下回ったものを出荷することができる。

前年産米の検査結果で50 Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された旧市町村及び前年産米の全量全袋検査の対象区域
全戸検査。

前年産の検査で全戸検査を行った旧市町村(上記 の検査対象区域を除く。)

旧市町村ごとに3点を目安として当該旧市町村の水稻作付面積に応じて検査点数を設定。

上記 及び の検査対象区域を除く区域

本文 4の(1)により検査点数を設定。

(2) 全量全袋検査

安全管理体制の整備等を前提に作付を行う区域を対象に、地域で生産された全ての米について米袋毎に行う検査。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

上記1(1)の検査対象区域において基準値を超える放射性セシウムが検出された場合は、さらに詳細な検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが再度検出され、地域的な広がりが確認された場合は、出荷制限

を設定する。

この際、県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

なお、安全管理体制の整備等を前提に作付を行う上記1(2)の区域については、管理計画により地域の米を適切に管理・検査する体制が整備されたことが確認されれば、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

管理計画により地域の米を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、基準値を下回ったものを出荷することができるものとする。

きのこ・山菜類等

1 検査対象自治体の検査計画

きのこ・山菜類等の検査については、原則として、栽培のものは出荷開始前に、野生のものは収穫の段階で実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定・解除条件

(1) 区域

県・市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とし、その際、以下のとおり設定・解除する。

原木栽培のきのこについては、県、市町村等による施設栽培と露地栽培の栽培方法別の分別管理が可能な場合は、当該栽培方法別に設定・解除することができる。なお、原木施設栽培に出荷制限を設定する場合は、原木施設栽培よりも放射性物質による影響を受けやすいと考えられる原木露地栽培についても、原則として出荷制限指示を設定することとする。

また、野生きのこについては、解除の条件を満たすことができる場合は、種類毎に解除できることとする。

山菜類等については、栽培等の管理の程度に応じ、「野生」と「栽培」に区別して設定・解除することができる。

(3) 解除の条件

一部解除

県が定めた出荷・検査方針により、きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ったものを出荷することができる。

解除

本文の 3 によるほか、出荷制限指示後、原木栽培のきのこについては、自治体等の指導による放射性物質の影響を低減させるための栽培管理の実施により、基準値を超えるきのこが生産されないとの判断が可能な場合は、出荷制限等を解除することができる。

なお、解除しようとする区域は、原則として栽培管理を実施したほだ場のうち、原木・ほだ木の放射性物質の影響(伐採年・伐採箇所・生産規模等)を考慮したロット単位で検査を実施する。

また、出荷に当たっては、当該栽培管理を継続し、きのこが基準値以下であることを確認する。

野生鳥獣の肉類

1 検査対象自治体の検査計画

野生鳥獣の肉類の検査については、野生鳥獣の捕獲が行われている市町村を対象とし、野生鳥獣の捕獲の段階又は食肉処理施設で検体を採取し実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 品目

個別品目ごとに設定することを原則とする。

(2) 区域

県域を原則とする。ただし、野生鳥獣の生息域が限定的である等の理由があり、県、市町村等による管理が可能な場合は、市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

(1) 品目

個別品目ごとに解除することを原則とする。

(2) 一部解除

県が定めた出荷・検査方針により、野生鳥獣の肉類を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、基準値を下回ったものを出荷することができる。

(3) 解除

区域

県域を原則とする。ただし、県内の一部の地域で解除条件を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう、県、市町村等による管理が可能な場合は、市町村など地理的範囲が明確になる単位で解除することができる。

解除条件

解除しようとする地域において、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。